



しょうがっこう ちゅうがっこう 3 小学校・中学校

にゅうがく てつづき 3-3 入学の手続

こうりつ しょうがっこう ちゅうがっこう こ にゅうがく す し く ちょうそん やくしよ
公立の小学校や中学校に子どもを入学させたいときは、あなたが住んでいる市区町村の役所または
きょういくいいんかい い にほん がっこう にゅうがく きぼう いし つた にゅうがくしんせいしよ わた
教育委員会へ行き、日本の学校への入学を希望する意志があることを伝えると、「入学申請書」を渡さ
れますので、必要事項を記入して提出してください。申請には子どもと保護者それぞれの在留カードや
とくべつえいじゅうしゃしよめいしよ ひつよう てつづき う つ こくりつ
特別永住者証明書が必要です。手続はいつでも受け付けています。インターナショナルスクールや国立・
しりつ しょうがっこう ちゅうがっこう にゅうがく がっこう ちよくせつもう こ
私立の小学校や中学校に入学させたいときは、その学校に直接申し込んでください。

じゅうみんひょう どうろく つぎ とし しょうがっこう にゅうがく ねんれい こ ほごしゃ にゅうがくあんないしよ
※ 住民票に登録があり、次の年に小学校へ入学する年齢の子どものいる保護者へは入学案内書
おく あんないしよ にゅうがく がっこう しゅうがく けんこうしんだん しゅうがくまえけんこうしんだん ひ
が送られてきます。案内書には入学する学校や就学のための健康診断(就学前健康診断)の日にちが
か
書かれています。

にゅうがくあんないしよ ばあい こ さい ちか はや し く ちょうそん やくしよ きょういくい
※ 入学案内書がない場合もあるので、子どもが6歳に近づいたら、早めに市区町村の役所か教育委
いんかい と あ
員会に問い合わせましょう。



にゅうがく てつぎ

● 入学の手続

じゅうしょ き
① 住所を決める。

きょじゅうち どうろく
② 居住地の登録をする

ざいりゅう とくべつえいじゅうしゃしやうめいしよ う
③ 在留カード、特別永住者証明書を受ける

にゅうがくあんないしよ おく がつごろ よくねん がつ にゅうがくぶん
④ 入学案内書が送られてくる（9月頃、翌年4月からの入学分について）

または

しくちょうそん やくしよ にゅうがくしんせいしよ だ すうじつご にゅうがくきよかしよ そうふ
⑤ 市区町村の役所へ入学申請書を出す（数日後、入学許可書が送付されてくる）

してい がっこう い にゅうがく てつぎ
⑥ 指定の学校へ行って入学の手続をする。